

教育委員会 12 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和 5 年 1 2 月 1 4 日（木）
招 集 場 所	瀬戸市役所 庁議室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 小澤 慎太郎 委 員 竹川 典子 委 員 加藤 千春 委 員 稲垣 遼 委 員 安井 友香 委 員 大脇 忠
欠 席 委 員	なし
議案説明のため に出席した職員	教 育 部 長 磯村 玲子 教 育 政 策 課 長 谷口 暎 学 校 教 育 課 長 大羽 健志 学 校 教 育 課 主 幹 此下 明雄 学 校 教 育 課 主 幹 加藤 都志雄 図 書 館 長 吉村 きみ ま ち づ くり 協 働 課 長 杉江 圭司 文 化 課 長 井上 紀和 ス ポ ー ツ 課 長 中村 浩司
書 記	教育政策課企画補佐兼課長補佐 松見 健一 教育政策課専門員兼企画係長 松浦 慎造
傍 聴 人 数	0 名
開 会 時 刻	午後 2 時 0 0 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 5 0 分

< 前回会議録の確認 >

11 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

< 議事内容 >

1 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

- ・後援については、4 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。(教育政策課長 資料 P1)

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

- ・許可済みの後援について、9 件の実績報告があったことの報告があった。(教育政策課長 資料 P2, 3)

(3) 令和 5 年 10・11 月情報公開請求について

- ・学校教育課において 7 件の公文書開示請求があったことの報告があった。(学校教育課長 資料 P4, 5)

(4) 物損事故報告について

- ・令和 5 年 9 月に発生した陶原小学校用務員の物損事故について報告があった。(学校教育課長 資料 P6)

(質疑応答)

加藤委員 (事前質問)	草刈り作業中の飛び石による物損事故は、令和4年度の5月、8月にも起こっております。当時、事務局からは事故の防止策について周知徹底させる旨の説明がなされたということを踏まえて二つ質問します。一つ目は、陶原小学校では令和4年5月にも用務員の草刈り作業中に飛び石で軽自動車のフロントガラスを損傷させる事故が起きていますが、今回事故を起こした用務員は、昨年の事故のときと同一人物でしょうか。二つ目は、昨年教育委員会が各学校に対して周知をした事故防止策につきましては今回の事故の際は取られていたかどうかについて伺います。
学校教育課長	今回事故を起こした用務員につきましては、昨年度と同じ用務員でした。また教育委員会から各学校に対して周知をした事故防止策につきましては、今回は残念ながら周知した事故防止策がとられていませんでした。用務員に確認したところ、昨年度に事故防止策として周知した安全対策マニュアルは認識をしていたけれども、事故当時は車の位置を確認した上で、車両までは距離があり、車両方向に背を向けて作業していたため、石は飛ばないだろうと考えて作業を続けていたということです。事故発生後、再発防止のため、9月7日に開催されました校長会議の際、改めて草刈り作業の安全対策につきまして、1人では周囲の状況に気づきにくいのであるべく2人以上で実施をすることと近くに駐車車両等がある場合につきましては、飛散防止ネットなどを活用することといった事故防止策を実施することについて周知を行い、草刈り作業の実施に当たりまして二度と同様の事故が発生しないように注意喚起を行ったものでございます。
加藤委員	同じ人が今年も同じような事故を起こしてしまったというのは非常に残念なことです。今お聞きすると事故防止策が個人の判断で十分にとられていなかったということですが、今後、事故防止策の周知徹底からさらに踏み込んだ対策が必要だと思うのですが、昨年と今年で周知の仕方など違う点はあるのでしょうか。
学校教育課長	昨年度は、各学校への2回の周知と校長、教頭先生に改めて周知を図ったところでございますけれども、今回は校長会におきまして、実際にその事例を説明しながら改めて安全対策について説明をさせていただくという対策をしたところです。
加藤委員	用務員さんは、各学校1名ですか。
学校教育課長	1名または2名です。
加藤委員	用務員さんが1名の学校で、2人以上で作業するとなると、もう1人はどなたがやられるのですか。2人以上でやるというのは現実的に実行可能な指示なのですか。
学校教育課主幹	校務主任や教頭、校長が手の空いている時間帯に作業しており、除草作業を2名体制にすることは可能であると考えております。大事なことは、作業を2名体制にすることももちろんですが、草を刈るときには、車をあらかじめ移動しておくとか、作業環境を整えて対応していくことが必要であると考えております。
加藤委員	今回、事故を起こした用務員さんが、処分を受けたということはあるのでしょうか。
学校教育課主幹	今回、2度目ということですので、校長から厳重に注意を受けていると認識しております。

加藤委員	昨年度も嚴重注意だったと聞いております。嚴重注意が結果としてあまり効果が出なかったということですが、この用務員さんは瀬戸市の会計年度任用職員ということでよろしいですか。
学校教育課 主幹	瀬戸市の会計年度任用職員です。
加藤委員	懲戒権限は瀬戸市、瀬戸市教育委員会にあるということになりますが、懲戒処分の基準はありますか。
学校教育 課長	会計年度任用職員に対しまして、教育委員会としての懲戒基準は設けていませんが、雇用契約におきまして、服務規律が定められておりますので、それが基準になると考えております。
加藤委員	今回の場合、本人は距離あるからいいだろうということですがけれども、距離に関わらず2人以上で作業するという具体的な指示があったはずですので、この場合、決して不可抗力だけでは無かったと思いますので、処分についても検討する必要があるのではないかと思います。

(5) 令和6年二十歳を祝う会について

- ・令和6年1月7日（木）に開催される令和6年二十歳を祝う会について報告があった。（まちづくり協働課長 資料P7）

（質疑応答）

加藤委員	20歳を祝う会は市からの委託事業で実施されていますが、委託料は1人当たりいくらですか。
まちづくり 協働課長	1人当たりで換算すると2800円という予算です。
加藤委員	例えば新成人が5人の深川公民館など、小規模なところでは、金額が少ないので、看板を外注するなどの費用を捻出することが難しく、地元の持ち出しで事業が行われているのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。
まちづくり 協働課長	2800円というのは、記念品代と式典に係る諸費用ということで算出して、それを委託料として支払っていますが、実際には地域のお子さんを祝うということで自治会などの費用も若干出ておりますので、そういったものを合わせて式典が行われております。
加藤委員	二十歳を祝う会の開催だけではなくて、記念品購入委託が実態だということですか。
まちづくり 協働課長	2800円については、記念品代と式典に係る諸費用ですが、算出予算の算出根拠として人数に対して記念品数としています。名称や算出根拠の記載方法に等に不具合があれば改善してまいりたいと思います。
加藤委員	令和6年度から公民館の管理委託及び公民館事業は指定管理事業として、公民館協議会によって行われますが、この20歳を祝う会の委託契約先としては、瀬戸市公民館協議会になるという理解でよろしいでしょうか。

まちづくり 協働課長	委託先は公民館協議会を想定しております。
---------------	----------------------

- (6) 大目神社本殿の国登録有形文化財（建造物）の登録について
- ・大目神社本殿の国登録有形文化財の登録について報告があった。（文化課長 資料 P8～P11）
- (7) 第 7 2 回瀬戸地方近郊駅伝競走大会及び Green City Cup 第 1 3 回瀬戸市小学生駅伝大会の結果について
- ・令和 5 年 12 月 10 日（日）に開催された第 7 2 回瀬戸地方近郊駅伝競走大会及び第 1 3 回瀬戸市小学生駅伝大会の結果について報告があった。（スポーツ課長 別添資料）
- (8) 第 1 6 回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の結果について
- ・令和 5 年 12 月 2 日（土）に愛・地球博記念公園で開催された第 1 6 回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の結果について報告があった。（スポーツ課長 別添資料）

2 議 案

第 3 5 号議案 令和 6 年度瀬戸市教職員定期人事異動方針について

- ・令和 6 年度瀬戸市教職員定期人事異動方針について、学校教育課主幹から資料に沿って説明があった。（学校教育課主幹 資料 P12～20）
- ・議決結果：採択（賛成 6、反対 0）
（質疑応答）

加藤委員	定年延長により、今年度からは 61 歳になった年度末が定年となります。その場合、役職定年は 60 歳ということなので、60 歳になった校長と教頭は、定年延長により教員を続ける場合、校長等の職は退かなければなりません、そういった方を来年度以降どのように配置していくのか、方針などがありましたら教えてください。
学校教育課 主幹	役職定年した校長等の配置につきましては、自身の希望にもよりますが、自己都合により退職をする方もいらっしゃいます。それ以外の場合は、学校において子供たちの教育に関わりたいということで、専門教科を活かして、学校に残るということもございます。そうした場合は、現在の学校に残ることは後任の校長との関係もございまして、異動したうえで、専門性を発揮して教科指導をしてもらいます。また、拠点校指導員として、新任教員を指導するような立場を考える方もいらっしゃいます。あるいは、これまでの経験を生かして個別対応に力を入れ、通級指導教室の教員として子供たちの社会的自立を促していくというような立場で携わりたいという方もおりますので、職種ごとの人員枠を見ながら、適材適所という観点から配置をしていきたいと考えております。

第 3 6 号議案 学齢児童生徒の教育事務の委託について

- ・学齢児童生徒の教育事務の委託について、学校教育課長から資料に沿って説明があった。
（学校教育課長 資料 P21, 22）

- ・議決結果：採択（賛成6、反対0）

3 その他

(1) 次回の日程について（資料P6）

- ・令和6年1月定例教育委員会は1月11日（木）14:00から市役所庁議室で開催する予定であることの報告があった。
- ・1月定例教育委員会と同日の15:00から総合教育会議が市役所庁議室で開催されることの報告があった。
- ・2月定例教育委員会は令和6年2月8日（木）14:00から瀬戸市学校給食センターで開催することの報告があった。

(2) 令和6年度の教育委員会の日程について

- ・令和5年1月の定例教育委員会において、本市においては毎月第2木曜日の午後2時から開催している定例会について、午前中に開催するなど柔軟な日程での開催を求める請願があり、事務局において、検討をしてきた。
- ・検討の結果、例年10月は曜日にかかわらず、1日の午前中に開催しているが、傍聴人数が通常より少ないことと、現在の開催日程が市民に定着していること、令和5年1月の請願以外に日程を変更して欲しいとの声はいただけていないことから、事務局としては、現在の毎月第2木曜日午後2時の開催日程（10月を除く。）を変更することはデメリットが大きいと考えていることを説明した。
- ・教育委員からは全員一致で事務局意見にご賛同をいただき、来年度も10月を除き、毎月第2木曜日午後2時から定例教育委員会を開催することとした。

教育長

加藤 正典

教育長職務代理

小澤 慎太郎